

夫婦同姓問題に関する
女性企業経営者向けアンケート結果報告



跡取り娘.com

令和3年5月6日

一般社団法人 日本跡取り娘共育協会

代表理事 内山 統子

同 小林 博之

1. 法人概要(アンケート実施主体)

| | |
|------|--|
| 法人名 | 一般社団法人日本跡取り娘共育協会 |
| 代表 | 内山 統子、小林 博之 |
| 設立年月 | 2019年5月 |
| 事業内容 | 女性事業承継者(経営者、後継予定者等)に対する支援ウェブサイト「跡取り娘ドットコム」の運営コミュニティ「跡取り娘の集いの場」 跡取り娘の活躍事例の紹介(ロールモデルの提示) 跡取り娘の交流会・勉強会・意見交換会・コラボレーション支援 |
| 会員数 | ネットコミュニティ(SNS):約620名(サポーター、まだ後継するかどうかを決めていない人等も含む)跡取り娘コミュニティ:約60名 |

2. アンケート概要

(1) アンケート実施の背景・趣旨

弊協会では、女性の事業承継支援を通じて、女性がイキイキと自信をもって経営に臨むことを通じて、日本社会がより働きやすく創造性あふれるものになるべく貢献してまいりたいと考えております。

弊協会にて多くの女性後継者(予定者も含む)との意見交換を重ねる中で、「結婚して配偶者の姓に合わせることも、また離婚して姓を変えることが、女性が経営を行っていく上で、物理的にも心理的にも障害となっていることも多く見受けられるのではないかと、との思いに至りました。

おりしも、政府レベルでも、夫婦別姓問題、選択的夫婦別姓制度の導入可否の議論が進められているところでもあります。これにあたり、単に「女性」というだけでなく、会社の経営にあたる女性にとっての問題点を明確化し、社会的な検討の一助にすべく、弊協会として、「夫婦同姓問題の女性経営者に与える影響」について、女性経営者を対象としたアンケート調査を実施することといたしました。

(2) アンケート概要

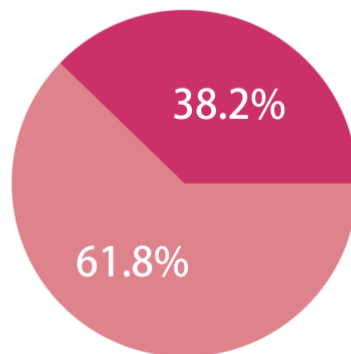
- 対象者 女性経営者(事業承継、起業など就任経緯は問わない)
- 方式 インターネットを通じてのアンケート調査 URL: <https://forms.gle/aTJsQBN32ox88V3Y9>
- 実施期間 2021年4月5日(月)～23日(金)
- 主催: 一般社団法人日本跡取り娘共育協会

- 協力：
 - 日本ファミリービジネスアドバイザー協会
 - 西武信用金庫
 - 家業イノベーションラボ
 - 静岡県女性経営者の会 A・NE・GO

3. アンケート結果

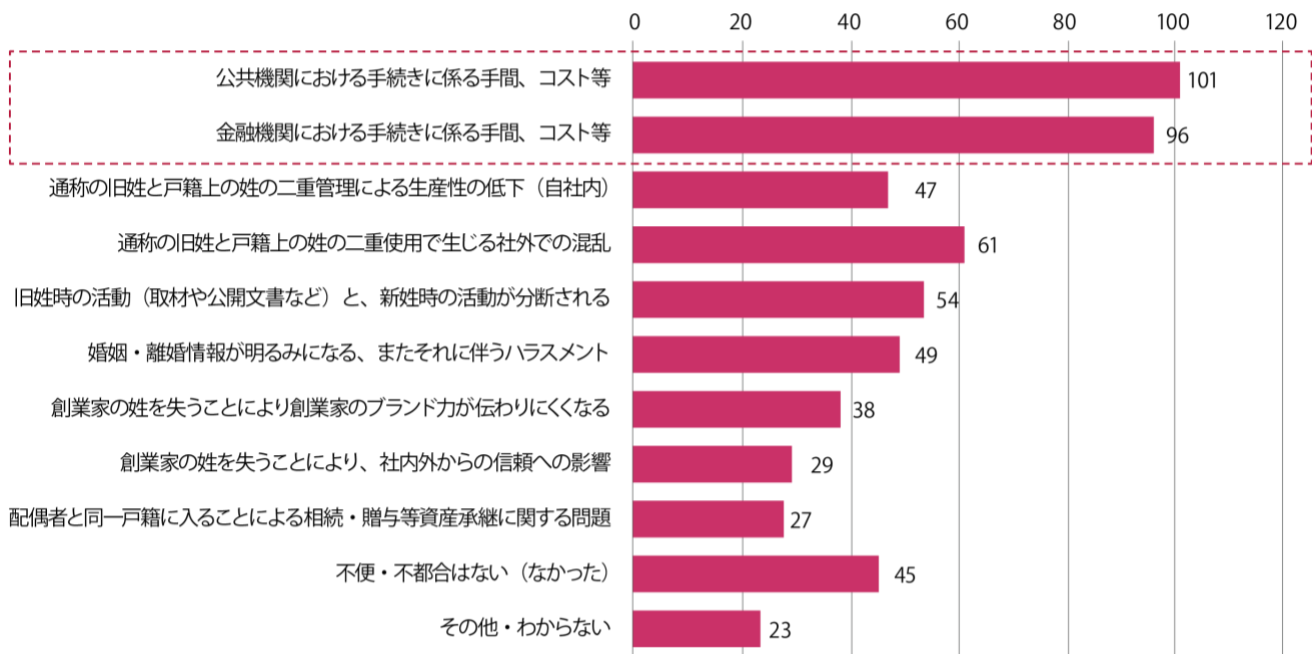
- 回答者数 191 名
- 回答者属性
 - 経営者就任経緯 起業 55% 事業承継 32% その他 13%(両方、未回答など)
 - 所在地 首都圏 40% 関西圏 7% その他 52%
 - 年代 20代未満 3% 30代 18% 40代 44%
50代 30% 60代以上 5%
 - 婚姻歴 既婚または婚姻歴あり(配偶者姓) 65% 既婚または婚姻歴あり(自分の姓) 18% 事実婚 5% 未婚 10% その他 2% (ノーコメント、未回答など)
- 回答結果

Q: 婚姻・離婚に伴って姓を変更することに伴い、企業経営者として不便・不都合を感じたことはありますか？



「不便、不都合を感じたことがある」、との回答が全体の 約 62%にものぼりました。具体的な内容については、次の設問への回答をご覧ください。

Q: 具体的にどのような不便・不都合を感じましたか？ご自身が感じたことがあるものにすべてチェックをつけてください。



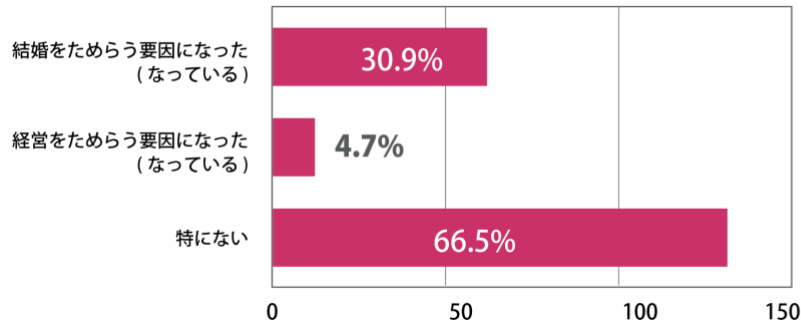
（回答者数 191 件に対する回答数）

公的機関における手続き、金融機関における手続きなどにおいて、実務的に大きな負担を余儀なくされていることが明らかになりました。ビジネスネームとして旧姓を使うとしても乗り越えられないハードルであり、二重管理をしないとイケない、ということで、配偶者の姓に合わせることで女性経営者が経営において余計な負担を強いられている姿が明らかになりました。

また、事業承継を行っている経営者にとっては、配偶者の姓に合わせることで、創業家としてのファミリーネームとの齟齬が生じ、これがファミリービジネスとしてのブランドの棄損にもつながっているという実態も見えてきます。事業承継において後継者難に苦しむ中小企業が多い中、女性が事業・経営を承継する際に遭遇するハードルの一つとして認識できます。

婚姻関係に伴い姓が変更されるのは結婚のときだけでなく離婚の際も同様です。男性経営者が離婚しても会社経営において何の手続きも不要であるのに対し、女性経営者が離婚した場合に、金融機関への変更届などを含む多くの煩雑な対応が求められるということで、女性に対しての見えない差別ではないか、といった見方さえできる状況が見て取れます。

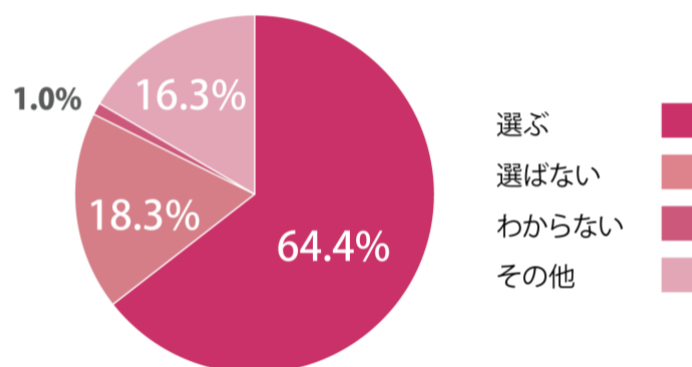
Q: 婚姻に伴って姓を変更すること(または変更する可能性があること)が、結婚する、あるいは経営を承継することをためらわせる要因になったことがありますか？



経営承継をためらうことになったとの回答は 4.7%とわずかにとどまった一方、結婚をためらうことになった、という人が 30.9%にものぼりました。女性経営者にとって、夫婦別姓が認められないことが、結婚を含めた人生の選択を自由に行えない、という事態を招き得る、ということが明らかになりました。

Q: あなたが結婚したとき(するとき)、選択的夫婦別姓制度があれば、あなたは夫婦別姓を選びますか？

夫婦別姓を選ぶと回答した人が全体の 64%となりました。その他の大半が「相手によって決める」「相談して決める」などとなっており、これらも加え、少なくとも約 80%の方が、「選択肢を持てる」ことへの意義を感じていると考えられます。



(注)「その他」=相手次第／パートナーと相談して決める／選択肢があれば検討する など

□ フリーコメント

本調査においては、選択式のアンケート項目だけでなく、多くの女性経営者からの生の声をフリーコメントとして収集いたしました。

【不便・不都合を感じた実例】

- 創業者は父ですが、私は配偶者の姓を名乗っています。姓が違う事で、あなた誰？と取引先や銀行に言われた。
- 離婚したが社名に使用されている氏の為、旧姓に戻る事が出来なかった。
- 旧姓で仕事をしており、登記は戸籍上の姓のため、何かと周囲に説明が必要である点。
仕事をしてきた旧姓は自分のアイデンティティでもあるので、それを公的証書で記せないのは心理的に寂しい。
- 各種公的手続きにおいて、法務局も頻繁にあるケースではないことから不備が発生。ミスが発生すると、登記のタイミングがズれるなど支障をきたした。融資も同様。
- 特許では旧姓が認められていないため、同一人物とみなされず、混乱をきたした。
- 実家の稼業を継ぎたかったが名前を変えることで権利を失い、自分で起業することにした。結婚後も旧姓を名乗りたい(夫が私の名前へ改姓してほしい)が夫側の実家が許さなかった。夫側は「世間体」という意味不明の理由で許さず、私は実家の継承及び(それなりの)財産を放棄することになった。悔しかった。

【選択的夫婦別姓問題について】

- 旧姓時代の実績や成功が起業や経営と結びついているのだが、結婚という次元の違う理由でそのつながりが切り離される
- (経営者だけでなく)男女共に、ある程度社会的な立場が確立されてくると、どちらかが姓を変えるのはデメリットでしかなく、結果として事実婚を選ぶ人が増えると思います。
- どちらかの姓を選ばなくてはならない婚姻制度は、結婚をためらう原因の一つにはなっていると思います。
- 結婚をしたくとも、子供が欲しくても、苗字を変えなければならないならば事実婚を選ぶ。夫婦別姓は出生率にもかかわる問題だと思う。
- 本来は、ダイバーシティや女性活躍を推進する前に整備しておくべき問題。このご時世に、まだまだ分厚い壁があると感じる。

4. 所見

政府が掲げる第5次男女共同参画基本方針において、

「誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に隔たりがないような社会となることを目指す」

「そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」

こととなっております。女性経営者の比率が10%程度にとどまっている現状下、女性経営者が性別による実務的・心理的障害を感じることなく経営に臨んでいけるように制度や運用を変更する(選択的夫婦別姓制度の件以外も含め)ことは、「すべての女性が輝く令和の社会」を目指す上で不可欠のものと考えます。

本アンケート調査を通じ、婚姻により夫婦が同姓になるという現在の制度が、女性経営者の大半に困難・不都合を強いるものになっていることが明らかになりました。特に、フリーコメントで上がっている声は、各企業経営者の切実な声です。

「夫婦別姓を選択できること」は、夫婦別姓を強いることではなく、夫婦が合意のもとでそのような形にすることができる、という考え方であり、同姓を選択することも別姓も選択することも可能ということです。

夫婦が話し合ってベストな選択を行い、その結果両者が輝いて仕事に臨めること、その結果女性がハードルを感じることなく企業経営者になることで、より良い社会の実現につながることを強く願っています。

以上

【アンケート事務局】

一般社団法人日本跡取り娘共育協会

連絡先メールアドレス: mail@atotrimusume.com

電話番号: 050-3702-2668

代表理事 内山 統子

同 小林 博之

住所 東京都杉並区高井戸東 4-26-9